

平成31年第1回教育委員会会議録

■会議名 平成31年第1回忠岡町教育委員会

■日時 平成31年1月22日(火) 午前10時00分から午前10時40分

■場所 忠岡町役場 3階 研修室3

■出席者 教育委員会委員

教育長 富本 正昭

教育長職務代理者 中村 吉治

委員 安明 明子

委員 井手 和代

委員 新田 哲也

事務局

教育部長兼教育総務課長 立花 武彦

教育部理事兼学校教育課長 土居 正幸

教育部理事 石本 秀樹

教育部生涯学習課長 田中 成和

教育部子育て支援課長 二重 幸生

教育部学校教育課参事 大西 裕貴

教育部教育総務課参事 真鍋 かよ子

■傍聴者数 0名

■会議録署名委員 中村職務代理

■議事日程

日程第1・報告第1号「行事等報告について」

日程第2・報告第2号「町立各学校園保育所行事について」

日程第3・議案第1号「教育長の臨時代理事項について」

日程第4・議案第2号「「忠岡町いじめ防止基本方針」の策定について」

その他

■会議の内容

発言者	発言の要旨
富本教育長	<p>ただ今から平成31年第1回教育委員会を開催致します。</p> <p style="text-align: center;">（ 開会 午前10時00分 ）</p>
富本教育長	<p>本日の応召委員は4名で、忠岡町教育委員会会議規則第6条第2項の規定により、出席委員は過半数であります。</p> <p>従いまして委員会は成立しております。</p> <p>なお、本日傍聴の申し出はございません。</p> <p>本日の会議録署名委員を会議規則第16条の規定により、教育長の指名として、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」の声 ）</p>
富本教育長	<p>ご異議がないので、中村職務代理にお願いいたします。</p> <p>次に、教育長の報告をさせていただきます。</p> <p>1月14日に行われました成人式において、委員の皆様方におかれましては、ご参列いただきまして、ありがとうございました。ご承知のとおり、法改正がなされまして、成人年齢が18歳に引き下げられることになり、早々とどういった方式を採るのか、明確にした教育委員会もありますが、近隣の自治体に確認しましたところ、まだ様子を見るといった状況であります。成人式の対象年齢を18歳に引き下げた場合、センター試験や入試等の兼ね合いで、成人式に参加する人数が減ることや、初年度においては、20歳、19歳、18歳の3つの年齢層が対象となり、対象人数が増えることによって、会場の収容人数の問題などがあります。本町においても、近隣の自治体の状況を確認しながら、委員の皆様方のご意見を賜り、検討して参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
富本教育長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>議事日程を事務局より朗読願います。</p>
真鍋参事	<p style="text-align: center;">（ 議事日程朗読 ）</p>

富本教育長	日程第1・報告第1号「行事等報告について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願います。
真鍋参事	(議案朗読)
富本教育長	会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。
田中課長	<p>平成30年12月分社会教育行事等報告書についてご説明いたします。</p> <p>1日(土) 婦人団体協議会クリスマス会(岸和田市)</p> <p>5日(水) 少年団育成者連絡協議会研修会(岸和田市)</p> <p>7日(金) 夢成絵点灯式(シビックセンター南館1階)</p> <p>平成30年度泉北地区スポーツ推進委員研修会(岸和田市)</p> <p>8日(土) 泉北ブロックこども会研修(堺市)</p> <p>9日(日) 少年団育成者連絡協議会冬の野外活動(金剛山)</p> <p>28日(金) 青少年指導員協議会定例会及び歳末パトロール(町内)</p> <p>忠岡町児童館事業報告書について、児童教室の利用者数及び児童館利用者数は特に変わりありませんでした。</p> <p>ふれあいホールの使用状況ですが、有料の利用が3件ございました。文化会館講座の事業報告ですが、単発の講座としまして6件実施しております。</p> <p>文化会館クラブ活動一覧表及び一般利用状況表については、特に変わりありませんでした。</p> <p>貸出図書利用状況表についてですが、見学授業として、忠岡幼稚園が1回13人、忠岡保育所が1回17人、東忠岡保育所が1回29人の参加がありました。</p> <p>おはなしフリータイムを毎週金曜日10時から12時まで実施しており、親がこどもに本の読み聞かせを行うなど、多少の声を出しても良い時間を設けております。</p>
富本教育長	説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。
富本教育長	少年団育成者連絡協議会の野外活動について、今回団員が22名、育成者が19名の参加がありました。中学生ということもあり、部活動などがあることから、毎年参加人数が少なかったのですが、今

富本教育長	<p>年は多くの子どもたちに参加していただき、非常にうれしく思っております。</p> <p>他に何かございませんか。</p> <p>他に、ご質疑がないようですので、日程第1・報告第1号「行事等報告について」を報告どおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」の声 ）</p>
富本教育長	<p>ご異議がないようですので、報告どおり承認することに決めます。</p> <p>次に日程第2・報告第2号「町立各学校園保育所行事について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願います。</p>
真鍋参事	<p style="text-align: center;">（ 議案朗読 ）</p>
富本教育長	<p>会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。</p>
二重課長	<p>忠岡保育所1月の行事ですが、</p> <p>4日（金）保育始め</p> <p>11日（金）身体計測、イングリッシュデー</p> <p>15日（火）三園交流はインフルエンザの流行により、中止</p> <p>18日（金）防犯訓練</p> <p>25日（金）人形劇鑑賞</p> <p>28日（月）パンづくり（5歳児）</p> <p>29日（火）合同リトミック</p> <p>次に東忠岡保育所ですが、</p> <p>4日（金）保育始め</p> <p>10日（木）、11日（金）身体計測</p> <p>13日（木）とん汁パーティー</p> <p>17日（木）避難訓練</p> <p>18日（金）人形劇鑑賞</p> <p>続きまして忠岡幼稚園の行事ですが、</p> <p>8日（火）始業式</p> <p>11日（金）イングリッシュデー</p> <p>15日（火）三園交流はインフルエンザの流行により、中止</p> <p>16日（水）国際理解教育</p>

<p>土居理事</p>	<p>18日（金）避難訓練 23日（水）、24日（木）オープン幼稚園 28日（月）忠岡小学校5年生との交流 続いて東忠岡幼稚園の行事ですが、 8日（火）始業式 10日（木）東忠岡保育所との交流 15日（火）新入園児見学会 17日（木）避難訓練 22日（火）マラソン大会（年中・年長） 29日（火）イングリッシュデー 保育所、幼稚園は以上です。</p> <p>続きまして、小学校、中学校についてご説明いたします。 忠岡小学校ですが、 7日（月）始業式 8日（火）給食開始 15日（火）避難訓練 16日（水）百人一首大会 17日（木）租税教室 22日（火）CRT（算数・国語の目標基準準拠検査）（4年生） 31日（木）オープンスクール 東忠岡小学校ですが、 7日（月）始業式 8日（火）給食開始 17日（木）避難訓練 22日（火）CRT（算数・国語の目標基準準拠検査）（4年生） 24日（木）百人一首大会 29日（火）租税教室 続いて忠岡中学校ですが、 7日（月）始業式 8日（火）第5回学力診断テスト（3年生） 9日（水）英語スペリングコンテスト（全学年） 10日（木）チャレンジテスト（1、2年生） 23日（水）新入生保護者説明会 23日（水）～25日（金）卒業テスト（3年生） 25日（金）私学出願（3年生）</p>
-------------	--

車椅子バスケット（1年生）	
富本教育長	説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。
新田委員	インフルエンザが流行していますが、状況はどうでしょうか。
真鍋参事	先週1月15日に忠岡小学校及び東忠岡小学校におきまして、1クラスずつ学級閉鎖が発生しております。その後の状況は変わっておりません。
富本教育長	幼稚園、保育所についてはどうですか。
二重課長	幼稚園、保育所につきましては、数名お休みしている子どもはおりますが、学級閉鎖までには至っておりません。
富本教育長	他に何かございませんか。 他に、ご質疑がないようですので、日程第2・報告第2号「町立各 学校園保育所行事について」を報告どおり承認することにご異議ご ざいませんか。
（ 「異議なし」 の声 ）	
富本教育長	ご異議がないようですので、報告どおり承認することに決めます。 次に日程第3・議案第1号「教育長の臨時代理事項について」を議 題と致します。事務局より議案の朗読を願います。
真鍋参事	（ 議案朗読 ）
富本教育長	会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。
立花部長	教職員の人事異動につきましては、大阪府教育委員会と市町村の教 育委員会の人事とも深く係わり合いがございます。事前の事務作業 等につきましても急な対応や処理を求められるところがございます ます。また、決定時期につきましても発令予定日の直前にならないと わからないという場合もございますので、タイミングよく教育委員 会を開くことができませんので、今回あらかじめ議案に上程させて

	<p>いただいて、事前に教育委員会のご承認をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
富本教育長	<p>説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。</p>
富本教育長	<p>何かございませんか。 ご質疑がないようですので日程第3・議案第1号「教育長の臨時代理事項について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」 の声 ）</p>
富本教育長	<p>ご異議がないようですので、原案のとおりに決めます。 次に日程第4・議案第2号「忠岡町いじめ防止基本方針」の策定について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願います。</p>
真鍋参事	<p style="text-align: center;">（ 議案朗読 ）</p>
富本教育長	<p>会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。</p>
土居理事	<p>「忠岡町いじめ防止基本方針」の策定について、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、市町村におけるいじめ防止基本方針の策定については、平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」第12条において、努力義務として規定されております。文部科学省は同法を受け、平成25年10月にいじめ防止基本方針を策定し、平成29年3月末には同方針を改訂しております。また、大阪府教育委員会につきましても、いじめ防止基本方針を策定しており、国の方針の改訂を受け、平成30年3月に改訂を実施しております。</p> <p>こうした流れの中、本町としましても「忠岡町いじめ防止基本方針」を策定し、より実効的にいじめの防止を図りたいと考えております。それでは、「忠岡町いじめ防止基本方針（案）」について説明させていただきます。別紙、「忠岡町いじめ防止基本方針（案）（概要版）」をご覧ください。</p> <p>この基本方針は、大きく5つの項目で構成しています。</p> <p>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p>

	<p>第2 いじめの防止等のために町教育委員会が実施する施策 第3 いじめの防止等のために学校が実施する施策 第4 重大事態への対処 第5 その他いじめの防止等のための対策に関する事項 以上大きく5つに分けております。</p> <p>大阪府及び近隣の自治体の方針もこのように大きく5つに分けておりますので、本町におきましても同様に構成しております。</p> <p>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項について説明させていただきます。</p> <p>ここでは、いじめの定義、「いじめは絶対に許されない」などのいじめの防止等に関する基本理念、いじめの未然防止、いじめの早期発見、そして、いじめへの対処という構成で基本的な方向を定めています。</p> <p>第2 いじめの防止等のために町教育委員会が実施する施策についてです。</p> <p>1. いじめ防止等のための組織の設置についてですが、法に基づき、 (1) 忠岡町いじめ問題対策連絡協議会、 (2) 忠岡町いじめ防止対策推進委員会を設置・運営いたします。 忠岡町いじめ防止基本方針（案）の6ページをご覧ください。 (1) いじめ問題対策連絡協議会は学校、教育委員会、警察関係等により構成し、 ア いじめ等の問題の実態把握及び根絶のための方策に関すること イ 小中学校等の取組についての協議、情報交換等に関すること ウ 啓発事業その他必要な事項に関すること 以上大きく3つのことについて、協議を行います。</p> <p>(2) 忠岡町いじめ防止対策推進委員会は、先ほど説明しました連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うために、町教育委員会の附属機関として、「忠岡町いじめ防止対策推進委員会」を設置します。</p> <p>この「対策推進委員会」については、教育委員会の附属機関として設置し、後ほど改めてご説明いたします重大事態の調査を行う組織となります。本委員会については、附属機関となりますので、本町条例を改正する必要がございますので、改めて6月議会に上程するため、準備を進めて参ります。</p> <p>2. いじめの防止等のために実施する施策についてですが、町教委として、実施する施策は、大きく3つでございます。</p>
--	---

未然防止、早期発見、いじめに対する措置です。

概要版を再度、ご覧ください。

第3 いじめの防止等のために学校が実施する施策についてです。

1 『学校いじめ防止基本方針』の策定について、学校の方針については、法により義務とされており、こちらは既に各小中学校において作成済みとなっております。2、3では、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置及び学校におけるいじめ防止等に関する措置について示されております。

第4 重大事態への対処についてでございます。

法第28条では、重大事態として、「生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合」及び「いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合」と規定されております。

こうした事態が発生した際の流れを以下、1から4まで、順に示しております。

まず、「1 重大事態の報告」では、事態が発生した際に、学校、町教委、町長の順に報告することを示しております。

続いて、「2 調査の主体と組織」では、学校が主体となっていく場合と町教委が主体となっていく場合があります。町教委主体となっていく調査を行う場合には、先に述べました対策推進委員会が主体となります。

続いて、「3 調査結果の報告及び提供」では、学校、町教委、町長と速やかに報告すること及び、調査によって明らかになった事実関係等について、被害を受けた児童生徒や保護者について説明をすることを示しております。

続いて、「4 町長による再調査等」においては、必要に応じて、法第30条2項に基づき、町長が再調査の組織を設置し、再調査を実施し、保護者に対して説明をすること等を示しております。

第5 その他いじめの防止等のための対策に関する事項でございます。

町教委が町方針の見直しをすること及び、学校が学校基本方針の評価・検証・見直しを行うことを示しております。

最後に、忠岡町いじめ防止基本方針（案）の11ページ、12ページをご覧ください。11ページには、いじめ対策連絡協議会・いじめ対策推進委員会と、学校及び町長等との関係図、12ページには、重大事態発生時の対応フロー図を資料としてつけております。

	<p>以上で、本方針の内容についてのご説明とさせていただきます。内容について、ご承認いただけましたら、2月教育委員会議にて、忠岡町いじめ問題対策連絡協議会設置要綱について、ご審議いただく予定でございます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
富本教育長	説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。
中村委員	忠岡町いじめ防止基本方針（案）概要版の第4の重大事態への対処のところ、調査の主体が、学校が主体となっていく場合と町教委が主体となっていく場合があるが、その分かれ目はどこになるのですか。
土居理事	中立性・公平性が求められる場合は、対策推進委員会を立ち上げ、町教委が主体となっていく。
中村委員	ということは、事案の大きさに関わらず、学校が調査を行った後に、町教委が調査を行うことになるのですか。
土居理事	重大事態への対処になりますので、重大事態が起こった場合、学校と町教委の両方が主体となって調査を行わなければなりません。
新田委員	忠岡町いじめ防止対策推進委員会は事案が発生した場合、その都度発足するのですか。それとも最初に弁護士、心理・福祉等の専門家などを設置しとくののですか。
土居理事	もし事案が起こった場合、すぐに始動できるように弁護士や心理士などの専門家の方には前もって準備をさせていただきたいと思えます。
中村委員	実際、現状はどうですか。
土居理事	学校現場では基本方針の策定が義務になっておりますので、もうすでにそれに基づいて動いております。子どもたちの状況を常に把握するために、少なくとも学期に1回以上はアンケートを実施し、嫌なことはなかったかななどの情報を集めております。大きないじめの

<p>富本教育長</p>	<p>重大事案もありますし、例えば、ぶつかられた、嫌なことを言われた、ちょっとしんどくなったなど、このようなことも拾ってあげることが学校現場としても大事なことだと認識しております。その数が多いですが、ただ、それが継続しているのか、完了して終了しているのかを見極めて実施していただいておりますので、町教委としてもこの方針をもって、より強固に取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>他に何かございませんか。</p> <p>他に、ご質疑がないようですので日程第4・議案第2号「忠岡町いじめ防止基本方針」の策定について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」の声 ）</p>
<p>富本教育長</p>	<p>ご異議がないようですので、原案のとおりに決めます。</p> <p>以上で、本日提出されました議案はすべて終了致しました。続きまして、その他に入ります。</p> <p>以下の内容を報告して終了。</p> <p>1. 平成31年 第2回教育委員会定例会議の日程について</p>